

(2015年6月17日講演)

26. 世界遺産としての「環境・生命文明社会」構築

前ユネスコ事務局長 松浦晃一郎講師

これまでの当研究会の研究成果の資料も拝見したが、皆様方が研究しておられるテーマは本当に非常に広いテーマであると思う。本日、私が頂いたテーマも非常に広いものであるから、どこに焦点を当ててお話しすればよいのか少し考えたが、世界遺産と人間の歴史ということであるので、まず世界遺産について、それをどのような形でユネスコがしっかり取り上げ、1999年からの10年間、私が、ユネスコ事務局長として、どのように取り組んできたかということをお話ししたい。

2008年、私が講談社から出した『世界遺産』という本があるが、松田先生がその内容を非常に上手に要約しておられるのを拝見した。世界遺産条約は1972年に採択されたが、その前文で有名なユネスコ憲章は1945年11月、今からほぼ70年前に採択され、2005年11月に私の主催の下60周年行事を行った。

私は第8代のユネスコ事務局長であるが、私の後任のイリナ・ボコヴァ事務局長は、ユネスコで初めての女性事務局長である。今年の11月に70周年の行事が行われる。私も含め、事務局長経験者4人が揃う形で、11月16日にユネスコ本部で記念行事が行われることになっている。

ユネスコは、ご存じのように、第2次大戦のさなか、連合軍、より具体的にはイギリス、フランス、アメリカの知識人が中心になって、戦後はユネスコのような組織が必要であるという合意のもとで設立された。今の言葉で言えば、政府ベースの国連というハードパワーを補う形で、かつての国際連盟の欠陥を補おうという趣旨で設立されたものである。

国際協調は、ハードパワーだけでは不十分で、教育、文化、科学、コミュニケーションといったソフトパワーが平和を構築するためには重要であるということ、知識人が中心になって1943年ころから、国連設立とほぼ同時期にユネスコ設立の動きが出てきたということである。

第2次大戦は、ヨーロッパでは5月に終わっているが、アジアではご承知のように8月まで続いたので、8月を起点にすれば3カ月後にユネスコ設立総会がロンドンで開かれ、ユネスコ憲章が採択された。20カ国がユネスコ憲章を批准してユネスコが発足したのは、1年後である。このような経緯からお分かりのように、アメリカ、イギリス、フランスを中心とした米・西欧の連合国が中心になってユネスコが組織され運営を始めたわけである。

その動きが、実は世界遺産条約にも反映されていて、世界遺産条約を作ろうという動きが1960年代から出てきた。最初は文化遺産の登録が中心で、特に西ヨーロッパの専門家がそれを非常に強く主張したが、最後の段階で、アメリカがぜひ自然遺産も範疇に入れよう

と提案してきたので、これらの議論が一体化されて、1972年に世界遺産条約が締結された。現在 1,007 の遺産が登録され、約 8 割が文化遺産、約 2 割が自然遺産である。複合遺産も若干ある。

世界遺産条約締結時に彼らが達した結論は、人類の文化遺産の中心は、私は不動産という言葉を使うが、より具体的に言えば、歴史的な建造物であるということであった。それから、もう一つは、歴史的な遺跡であるということである。この 2 つが人類の中核的な文化遺産だと定義付けられるというわけである。そうした遺産候補を選定する際によく引用されるのが、「顕著な普遍的な価値がある」という言葉である。マスコミなどではあまり報道されないが、顕著な普遍的な価値があるというためには、学問的、芸術的、歴史的に顕著な普遍的な価値があるという、この 3 つのポイントを満たすことが非常に重要である。

それから、もう一つ、ユニバーサルを日本語に訳すと、普遍的という言葉になる。普遍的と言うと、第一義的には世界どこでも通じるという意味に取られるが、それ同様にユニバーサルというのは宇宙的、世界的であるということであり、世界的な価値がある、つまり世界の中でも独自の価値を持っていることに実は重点があるわけである。

日本が世界遺産条約を批准したのは、他国に遅れて 20 年後の 1992 年である。その後に遺産登録された一番分かりやすい例は法隆寺であり、世界で一番古い木造建築である。それから、17 世紀初頭に建築された姫路城が非常に大きな木造城郭であるとして、世界遺産に登録された。これらは世界に例がないわけであるから、そういう意味で世界的に顕著な独自の価値があると認められたわけである。

その後、次第に西欧の専門家自身も意識し始めた問題が 2 つ出てきた。一つは、文化の定義である。学者は、よく文化の定義は何十何百という定義があると言うが、ユネスコも最初は、文化の定義を芸術的な価値があるものという狭い意味で考えていた。だから、世界遺産条約を作った時点では、今申し上げたような歴史上とか学問上という要素が入っていたわけである。しかし、西欧の専門家自身も、文化をそのように解釈するのは少し狭過ぎると思い始めた。

私どもも日常会話で文化と言うときに、意識しないで広い意味で使う場合と狭い意味で使う場合がある。最も広い意味で使うと人々の生活様式ということになるが、その中間の解釈が幾つもあるわけであり、いろんな意味合いで私どもは使っている。これは日本語でも英語でもフランス語でも 同じことである。それで、ユネスコでも、文化というものをもっと広い意味で解釈しようということで、1980 年代に議論が始まるのであるが、1990 年代にかなり議論が進み、その議論を踏まえて私がやった最初の仕事の一つは、2001 年のユネスコ総会での「文化の多様性に関する世界宣言」の採択である。

国連総会は毎年であるが、ユネスコの総会は 2 年に 1 回である。2001 年総会が私にとっては、事務局長としての初めてのユネスコ総会であった。その総会で、それまでの専門家の議論を踏まえ、文化を広く解釈するというので、「文化の多様性に関する世界宣言」を採択した。これは日本ではあまり知られていないが、私としては非常に誇りに思っている

最初の成果である。ただし、私がこれをゼロから行ったわけではなく、専門家の成果を踏まえて、それをしっかり総会で文書として採択したということである。繰り返しになるが、ここでは文化というのは広い意味を持っている。世界宣言の第 1 条では、文化の多様性というのは人類にとって非常に重要な宝であると、このように定義している。

もう一つの課題は、80 年代からの西欧的な考えで、世界遺産条約で文化遺産を選んでいくと、西欧のキリスト教関連の歴史的な建造物、もちろん、ローマやギリシャの建造物も入ってくるが、中核はどうしても中世からルネッサンス、近世、あるいは近代に建てられたキリスト教関連の歴史的建造物になるということである。そうすると、世界遺産は地域的に西洋に限られてしまう。しかし、世界遺産条約というのは、まさにグローバルに世界全体に広げないといけないということがある。

ちょうどそのような議論が出ているときに、1992 年に日本が世界遺産条約に参加するわけであるが、私が前に著作で書いたその 1992 年から第 2 期が始まるということ松田先生に引用していただいている。そのときの中核的な話題は山の崇拜という概念であった。この概念は西欧にはない。

ニュージーランドにトンガリロ山という山がある。これはニュージーランドの先住民のマオリ族の崇拜の山である。私も行ったが、何の建造物もない。非常に小さな宿泊施設が麓にあるだけである。ようやく 1990 年に世界遺産に認められたが、生物の多様性という観点から自然遺産として認められるにとどまった。これはニュージーランド政府、さらにはマオリ族にとって非常に不満な結果であった。マオリ族にとっては、トンガリロ山というのはまさに崇拜の対象そのものである。文化遺産として申請したのに、ユネスコが認めしてくれないということで、何度も議論して、ユネスコ側も、文化という概念を広く解釈し、世界遺産条約の適用をグローバルにするという観点から、1993 年に文化遺産としても認められた。最初に自然遺産を認めているから、複合遺産ということになった。

その後、1994 年にグローバル戦略を委員会で採択した。そのときのグローバルには 2 つの意味がある。一つは地域的な拡大である。西ヨーロッパ中心の遺産登録を文字通りグローバルなものにしていかないといけない。そのような流れをもっと加速化させようということである。それから内容も、中世からルネッサンス、近世、近代にかけてのキリスト教の歴史的な建造物中心から、内容を多様化しようということである。

本日の主たるテーマではないので深入りしないが、日本についても、明治の産業遺産の登録を巡って韓国が猛反対して問題になっている。6 月 28 日からボンで世界遺産委員会が開かれるが、7 月 1 日～3 日の間に、これが議題として取り上げられるので、それを巡って日本と韓国との間で、水面下で大変な外交的な戦いが行われている。

昨年、富岡の製糸場をはじめとする群馬県の絹産業遺産が登録された。日本の伝統的な生糸産業とフランスの近代的な絹産業を合体させる形で誕生したということで歴史的な意味がある。

今度の登録候補は、江戸末期に日本の技術者がオランダ語で書かれた技術書を読んで製

鉄所等々を造ろうとしたがうまくいかず、明治に入ってから、西欧の専門家・技術者にも来てもらって、製鉄や造船のような技術を実らせた、それに関連した施設である。だから、正確に言えば、産業遺産として第 2 号になるわけであるが、韓国と何らかの形で話し合いがついて、ぜひとも認めてもらいたいと思っている。実現すれば、ユネスコから見た世界遺産のグローバル化にも貢献するものである。さらに、日本という次元から見ても、日本の世界遺産は 18 あるが、その内容がさらに多様化するという意味において、非常に大きなものがあると思っている。

1998 年 11 月～12 月にかけて世界遺産委員会が開かれた。ホスト国が議長を出すという慣例があるので、日本政府の意向で私が引受けた。私はその時点で、ユネスコの事務局長に立候補していたものであるから、日本政府は私の議長ぶりを売り込もうということであったが、裏を返せば、失敗すれば私を事務局長にするのはまずいということになるところであった。その時点で、ユネスコ事務局長にすでに 10 名弱の方が立候補していたので、大変な激戦だったわけである。幸い、私が言うのも変であるが、しっかりと議長ぶりを評価してもらえたものでありがたかった。

私は、世界遺産委員会の議長をするということで、もう一回しっかり世界遺産条約について勉強し直した。議長を務めて非常に感じたことは、ひとつはグローバルに地域的な拡大や内容の多様化はまだ不十分であるということであった。もう一つは、文化の定義が広がってくると、西欧の専門家が集めた歴史的な建造物や遺跡群ではすべてをカバーしていないということであった。一番大きく抜けているのは、日本の 1950 年の文化財保護法で言う無形文化財である。したがって、これを新しい条約に盛り込むべきと考えた。いくらユネスコ世界遺産のグローバル戦略を進めていったとしても、無形文化遺産はカバーされないわけである。私は、そのような確信の下でイニシアチブを取って提案した。

ところが、予想されたことではあるが、真っ先に反対したのが西欧諸国であった。専門家会議でも政府間交渉でも、世界遺産条約で言う文化遺産が人類の文化遺産の中核を占めているので、新しい条約は必要でないとの主張であった。ただし、幸いにも、日本をはじめとする韓国、中国、インドといったアジア諸国およびサハラ以南のアフリカの国々が私の提案を支持してくれた。特に私がありがたいと感じたのは、アジアの国々が支持してくれたことであった。

私がアジア出身の最初の事務局長だからという面もあるのではないかと西洋の専門家から疑われたが、アフリカの国々も全面的に支持してくれた。アフリカはやはり無形文化遺産が中心である。無形つまり伝統的な踊りとか、伝統的な歌とか、そういう伝統的儀式がアフリカ文化の中核である。コロンブスの卵的というか、言われればなるほどということでも全面的に私の提案を支持してくれた。そうしたこともあって、西欧諸国のフランス、スペイン等が段々と支持に回ってくれた。イギリス、オランダ、ドイツは最後まで反対したのであるが、最終的に採択された。

普通ユネスコで条約を採択するときはほぼ全員一致であるが、残念ながら無形文化遺産

条約に関しては 8 カ国が反対したままであった。ユネスコに復帰したばかりのアメリカも反対に回り、西欧の 4 か国プラスアメリカ、カナダ、豪州、ニュージーランドが反対した。ニュージーランドなどは、マオリ族のトンガリロ山の世界遺産登録を出してきたのに、なぜ無形文化遺産に反対したのか、私にとって現在でも解せないところである。

いずれにしても、西欧的な考えからすると、なかなか呑めないのであるが、その後、西欧の国々もだいたい軟化して無形文化遺産条約国が増えていった。現在、世界遺産条約は 191 の国が批准しているが、無形文化遺産条約の締結国数は 2014 年現在で 161 か国である。私は、いずれもっと増えて 180 台になると思う。私が 2008 年に本を出したときには、これから第 3 期に入ると書いたが、私の考え方を整理すると、第 3 期は 2009 年から始まったということになる。

これは少し脱線するが、私は 6 条約体制という言葉を使っている。私が事務局長をやる前にはユネスコの文化遺産に関わる条約は 3 つあった。中核は 1972 年の世界遺産条約である。その前に、1954 年に紛争時の文化財を保護するというハーグ条約があり、1970 年に文化財の密貿易を禁止する条約ができていた。世界遺産条約だけは今申し上げたようにきちんと動いたが、残り 2 つがしっかりまだ動いていなかったのので、これを動かすのが私の役割だった。

それに加えて私は 3 つの条約を追加した。無形文化遺産条約が一番大きいですが、そのほかに水中文化遺産保護条約と文化的表現の多様性を保護する条約である。水中文化遺産保護条約とは、国際河川や海に沈んでいる船などにある文化遺産を保護する条約で、これをまだ日本が批准していないので、私は非常に残念に思っている。文化的表現の多様性を保護する条約は、フランスとカナダが音頭をとり、私も支持したが、アメリカが猛反対した条約である。文化的表現というのはなかなか日本語に訳せないが、英語で言うと **cultural expression** で、要するに現代の芸術、つまり音楽、演芸、映画、文学等をしっかり推進しようという趣旨の条約である。これも残念ながら日本はまだ批准していない。

これが国際的な注目を浴びないのは、リストに載せられると注目されるが、この条約にはそれがない。しかしぜひ日本も早く批准してほしいと思っている。

そのようなことで、現在、6 条約体制になっているが、私は 7 条約体制にしたいと思っていた。先ほど松田先生が最後に触れられた言語の問題であるが、私は言語の保護に関しても条約の対象にしたいと考えている。例えば先住民の言葉である現地語による演劇とか、そういうものは現在も無形文化遺産に含まれるが、言語そのものは無形遺産条約の対象になっていない。

私がやったことは、現在、世界にどのような言語が存在して、どういう問題を抱えているか、専門家を集めて会議を行い本として出版した。これを言語のアトラスと呼んでいる。これは方言を除いている。独立の言語の定義はなかなか難しいところがあり、専門家が議論して方言を外したが、世界全体で 6,000 前後の言語があるというのが大体の線である。そのうちの 4 分の 3 から 8 割はいわゆる先住民の言語である。その中には、消えかかって

いるものが幾つもあるわけである。そういうものをしっかり保全していくという条約が必要だと思っている。アメリカがユネスコに復帰してきたことや、もともと西欧に非常に抵抗が強い課題なので、私も 2 期の終わりのほうで、そういう現状把握をアトラスで発表した。その次へ進めなくて 7 条約体制にできなかったのは残念である。後任にぜひ実現してほしいと言ったが、これも難しく長い時間が要ると思う。

ユネスコは現在財政的にも厳しい。パレスチナが加盟したということで、アメリカは、法律上の義務から、行政府が分担金の支払いを止めている。分担金というのは義務的な支払いであるが、アメリカに倣って、イスラエルとかがそれほど額が多くないが、そういうところも支払いを止めている。アメリカの民主党政権はユネスコの活動にしっかり参加しようとしているが、ユネスコのメンバー、特に途上国から見ると、アメリカは金も払わないでユネスコの会議に出てきて大きなことを言うなという気持ちが高い。2 年間、分担金を払わないとユネスコ憲章上、総会での投票権がなくなる。アメリカは執行委員会のメンバーでいろいろ発言するが、なかなかやりにくくなっている。

私がアメリカを 2003 年にユネスコに呼び戻すまで約 20 年間のギャップがあった。そのときよりは良いと思うが、かなり似たような状況になっている。アメリカは金を払わないだけではなく、ユネスコの活動にも積極的に参加しなくなっている。私は、アメリカを呼び戻すことに非常に重点を置いた。やはり、ユネスコが抱えているグローバルな問題にアメリカが参加しないという形では世界的な議論はできない。ユネスコの直面する難しい状況をご説明した。

しかし、元に戻って世界遺産条約の次元で申し上げれば、6 条約体制ができて、特に文化に関して、文化の多様性の世界宣言を 2001 年に採択している。その体制が 2009 年から動き出している。今私がもう一度本を書くとするれば、あるいは世界戦略の歴史を書くとするれば、2009 年からの第 3 期を書く。その間に、1994 年のグローバル戦略はさらに進展を見せているし、人類の文化遺産をグローバルに捉える条約体制ができた。

繰り返しになるが、日本語で世界遺産と言うと、区別なくそれがすべてのように捉えられる。残念ながら条約がそうなっているし、世界遺産の対象になっている文化遺産というのは、歴史的な建造物（正確に言うと歴史的な建造物と歴史的な記念碑）と歴史的な遺跡、となっている。しかし、無形文化遺産がカバーされなくてはならない。

ちょうどフランス、カナダが新しい条約の音頭を取ろうとしていたが、ユネスコとして条約までは行かないが、いろいろな各都市、日本語で言えば地方自治体と組んで新しい文化を作っていく国際的なネットワークを作る必要があると思った。英語で言うと **Creative Cities Network** になるが、音楽、文学、クラフト、食文化等々を入れて分野を 7 つ選んだ。最初世界で（日本も同じ）あまり注目されなかったが、最近では非常に注目され、全体で 41 の自治体から始まったものが、一気に 28 増えて 69 になった。食文化で鶴岡市、音楽で浜松市などが入ったので私はうれしく思っている。

それからもう一つ、日本でも注目され始め、うれしく思っているのが、世界記憶遺産で

ある。これは私がユネスコの事務局長になる前に既にできていて、条約ではなく総会決議で諮問委員会が勧告し、事務局長が決定するが、この対象は歴史的な文献である。日本ではそういう歴史的な文献が国宝の対象になっているが、世界遺産条約の対象ではないし、無形文化遺産の対象でもない。私は世界記憶遺産が重要だと思って推進している。日本政府は最初あまり注目していなかった。これは、むしろ地方自治体が持っているものである。山本作兵衛という炭鉱夫が描いた絵日記を福岡が提案して第 1 号として誕生した。それ以来、2 年に 1 回諮問委員会が事務局長に提言している。日中、日韓で政治問題になるのは、中国が南京の大虐殺の記録を出す、あるいは韓国が慰安婦の記録を出すとかいう問題である。そういう動きがあるので、私自身はなかなか複雑な気持ちを持ってこれを見ている。本来の記憶遺産の狙いは、歴史的な文献は 6 条約の中でカバーされていないものであるから、しっかり保全していくことが重要であると思っている。

これが世界遺産全体の話の流れである。先ほど松田先生からお話があった点で言えば、今まさに IS の動きに注目が集まっており、パルメラ遺跡などは偶像崇拝の対象ではないので、彼らの論理に従っても破壊すべき対象にはならないと思うが破壊されている。これは、2001 年のバーミヤンの大仏が破壊されたときと同じで、政権がコーランの偶像崇拝に当たるから破壊すると決定したわけである。

バーミヤンの際は、私はすぐに行動を起こして、まずイスラムの専門家を集めて、仏像を置いておくことが本当に偶像崇拝としてコーランに反するのかどうかと議論してもらった。カタールが非常に支援してくれて 30 人ぐらいイスラムの専門家を集めてくれた。それも単に学問的な専門家というよりも、実際のイスラムの組織のトップクラスの人を集めて議論してもらい、結論としては、バーミヤンの大仏を保全していくことはコーランに反しないということになった。その結論をタリバン政権の幹部に届けて、タリバン政権幹部と大議論をしてもらったが破壊されてしまった。イスラムの専門家同士で議論してもらったが、タリバンが既に憲法裁判所からコーランに反するという結論を出してしまったので結論が変わらなかったのである。その後、いろいろな方と話をし、特にパキスタンの大統領等と話して非常に強く感じたことは、コーランに反しているというのは正直言って口実で、自分たちの存在感を示すために遺産破壊行為を行っているということである。政権を奪取したあとの国際社会からの締め付けに反発して行なっていることである。これは、恐らく IS の行為にも当てはまると思う。

では、西欧は異文化の遺跡を非常に大事にしているかということ、もちろん、IS あるいはタリバンのような破壊行為はしていないが、非常に疑問を感じている点がある。例えば紀元前 5 世紀のギリシャのアクロポリスの遺跡である。現在はギリシャというと、財政破綻の危機に目が向きがちであるが、この遺跡が大英博物館に展示されているわけである。イギリス側の言い分とギリシャ側の言い分が 2 つの点で真っ向から対立している。イギリスの言い分は、当時のギリシャ政府同意を得て合法的に持って帰ったものであるとしているが、ギリシャは、当時はオスマン帝国に支配されていて、オスマントルコはギリシャ国民

の代表とは言えないのでギリシャ国民は同意していない、非合法であると主張している。これがこの問題の第1の論点である。

また、この問題の第2の論点として、イギリスは、これをギリシャに返しても、ギリシャにはそれをしっかり保存する施設を持っていないと言っていた。しかし、この点に関しては、ギリシャがアクロポリスの近くに立派な博物館を造ったので、イギリスの学者たちもこの問題は解決したと論文を発表したが、依然として第1の点は残ったままである。要するにイギリス政府は返すつもりがないわけである。ユネスコも、これについては特別委員会を作って私の前から議論しているが、依然平行線のままである。1970年の条約で文化財の非合法的な取引を禁止するという事になったわけであるが、これはあくまでも条約を批准した時点から適用されるということになっている。イギリスは合法だと言うし、ギリシャは非合法だと言うところで完全に意見が一致していない。これは問題の一例であるが、歴史的に重要な文化財を元の国に返そうという国際的な動きがあり、私もユネスコ事務局長として、その考え方を支持してきたが、今所有している国なり博物館が了承しないと返還は実現しない。

私自身も、ユネスコの事務局長のときに、アクロポリスでギリシャの新聞記者に取り囲まれ、なぜユネスコは、イギリスが盗んだ財宝をギリシャに早く返すように働きかけないのかと随分怒られた記憶がある。イギリスの主張を覆すことになるが、イギリスがオスマントルコと結んだ協定では、地面に落ちている物は持って帰ってもよいということになっていた。ところが、実際にはイギリスは、上にまだ残っているものも破壊して持って帰ってきている。これは当時の協定に違反したことである。しかし、破壊して持って帰ってきたものだけを返せという議論はできない。そういう部分的な解決では済まない問題である。

私が申し上げたいことは、今ISなどのイスラム世界が批判されているが、キリスト教文明国にも、残念ながら歴史的に見ればそのような問題が存在するという事である。

これは私が経験した日本の例であるが、歴史がきちんと記述されていないと思ったことがあった。韓国慶州の仏国寺が世界遺産になっているが、韓国語と英語と日本語で説明されている。ところが英語と日本語で説明が違う。英語を見ると、安土桃山時代に日本が朝鮮半島に侵攻して破壊したものを再建して世界遺産になったと説明している。しかし、日本語の説明を見ると、日本が破壊したとは書いていない。日本の観光客を刺激しないつもりなのだろうが、歴史的な事実をきちんと記述していない。

このようなことは、残念ながらいろいろなところで起こっている。今後はそういうことがないようにしようというのが、ユネスコの基本的な考え方である。以上である。